

京 都 府 テ ニ ス 協 会 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称) 本会は京都府テニス協会と称する。

第 2 条 (目的) 本会はテニスの普及と技術の向上を図るとともに健全なる体位とスポーツ精神を育成することを目的とする。

第 3 条 (事業) 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会で決定された各種大会の開催
- (2) 公益財団法人日本テニス協会主催大会の主管
- (3) その他本会の目的達成のための必要な事業

第 4 条 (事務所) 本会の事務所を〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町 2-1 フォレストビル西五条 I 212 号室に置く。

第 2 章 組 織

第 5 条 (組織) 本会は京都府内各市町村のテニス協会、関西学生テニス連盟(京都府内関係大学テニス部、以下同じ)、京都府高等学校体育連盟テニス部、京都府中学校体育連盟テニス専門部及び日本女子テニス連盟京都府支部をもって組織する。

第 6 条 (分担金) 各市町村テニス協会は別に定める分担金を、又京都府高等学校体育連盟テニス部、京都府中学校体育連盟テニス専門部及び日本女子テニス連盟京都府支部は別に定める加盟費を、毎年 5 月末日までに納付しなければならない。

第 3 章 役 員

第 7 条 (役員) 本会に次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 3 名以内
- 理事 4 5 名以内 (うち理事長 1 名、副理事長 3 名以内、常務理事若干名)
- 監事 2 名以内

第 8 条 (選任、解任) 役員を選任、解任は総会で行う。

2. 会長、副会長は総会で推挙する。
3. 理事は各市町村テニス協会、関西学生テニス連盟、京都府高等学校体育連盟テニス部、京都府中学校体育連盟テニス専門部及び日本女子テニス連盟京都府支部から定める人員をそれぞれ推薦し、総会で選任する。
4. 前項とは別に会長の指名により若干名の理事を推薦し総会で選任する。
5. 理事長、副理事長は理事の中から会長が指名する。
6. 常務理事は理事の互選により選任する。
7. 監事は総会で選任する。

第 9 条 (任期) 役員任期は 2 年とし重任を妨げない。

2. 欠員、補充により選任された役員任期は前任者の残存任期とする。
3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでの職務を行うものとする。

第 10 条 (会長、副会長) 会長は本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第11条（理事長、副理事長） 理事長は理事会を統轄し、総会で決議された会務及び緊急事項を処理する。

2.副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

第12条（理事） 理事は理事会を組織し、総会の決議に従って会務を処理執行する。

第13条（常務理事） 常務理事は常務理事会を組織し、総会の決議に従って具体的事項を審議するとともに各自会務を分担する。

第14条（監事） 監事は本会の業務及び会計を監査し、総会その他の会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。

第15条（名誉会長、顧問等） 本会に名誉会長1名、名誉顧問、顧問、相談役、参与を各若干名置くことができる。

2.名誉会長及び名誉顧問、顧問、相談役、参与は総会で選出する。

3.名誉会長及び名誉顧問、顧問、相談役、参与は総会または理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会 理事会 常務理事会

第16条（総会） 総会は決議機関であって会長、副会長、理事及び各市町村テニス協会、関西学生テニス連盟、京都府高等学校体育連盟テニス部、京都府中学校体育連盟テニス専門部及び日本女子テニス連盟京都府支部の代表者をもって組織する。但し、理事は各市町村テニス協会の代表者を兼ねることができる。

2.総会は会長が招集し、その議長となる。

3.総会の目的、日時及び場所は1週間前までに通知しなければならない。

4.総会は過半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

5.事業報告、決算、事業計画、予算及び本会則の変更は総会の決議を得なければならない。

6.定時総会は毎年3月末日までに開催する。

7.臨時総会は会長が必要と認めるとき又は加盟団体の1/2以上から会議の目的を示して要請があったとき開催する。

第17条（理事会） 理事会は執行機関であって会長、副会長、理事長及び理事をもって組織する。

2.理事会は理事長が招集し、その議長となる。

3.総会に付議する前条第5項の議案はあらかじめ理事会に諮らなければならない。

4.会議は構成員の1/2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第18条（常務理事会） 常務理事会は会長、副会長、理事長及び常務理事をもって組織する。

2.常務理事会は理事長が招集し、その議長となる。

3.会議は構成員の1/2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第5章 事業の委任及び委員会

第19条（事業の委任） 本会は事業の一部を各市町村テニス協会又は関係団体に委任することができる。

第20条（本部及び委員会） 本会はその目的達成に必要な本部及び委員会を設置することができる。

2.本部長及び委員会の委員長、委員は理事会に諮って会長が委嘱する。

第6章 会 計

第21条（経費） 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

イ.各市町村テニス協会等の分担金及び加盟費

ロ. 事業収入

ハ. その他の収入

第22条（会計年度） 本会の会計年度は1月1日から12月31日までとする。

付 則

- 1 (細則) 本会則施行に必要な細則は理事会に諮って別に定める。
- 2 (施行) (1) 本会則は平成24年3月19日から施行する。
(2) 本会則は、平成29年2月3日に改定し、平成29年4月1日から施行する。

以上

細 則

京都府テニス協会の会則により、協会の運営が円滑に実施されるように以下の細則を定める。

1. テニス協会に総務本部、競技本部、強化本部、普及本部、行事本部からなる5つの運営本部を設置し、その下部に総務・財務委員会、競技委員会、審判委員会、強化委員会、ジュニア委員会、普及委員会、行事委員会、組織連絡委員会の8つの委員会を設置する。
2. 公益財団法人日本テニス協会主催大会は行事委員会が行うものとする。
3. 組織連絡委員会は加盟市町村テニス協会の代表者の懇談会とする。
4. 分担金及び加盟費について
各市町村テニス協会等は、毎年5月末日までに次の分担金又は加盟費を本協会に納付しなければならない。

京都市テニス協会	36万円	長岡京市テニス協会	3万円
舞鶴市テニス協会	3.5万円	向日市テニス協会	2万円
宮津市テニス協会	2万円	福知山市テニス協会	3万円
城陽市テニス協会	3万円	宇治市テニス協会	7.5万円
綾部市テニス協会	2万円	京田辺市テニス協会	3万円
亀岡市テニス協会	3.5万円	八幡市テニス協会	3万円
京丹後市テニス協会	2.5万円	日本女子テニス連盟京都府支部	3万円
京都府高体連テニス部	3万円	京都府中体連テニス部	1.5万円

5. 慶弔費について
 - (1) 京都府テニス協会の役員及び役員の家族に対する慶弔費及び役員の見舞い金については会長、理事長に諮って決定する。
 - (2) 役員は慶弔の必要が生じた時又は関知したときは速やかに理事長へ通知する。
6. 激励金について
全日本ジュニアテニス選手権シングルス優勝者には10万円、ダブルス優勝者には6万円を激励金として、常務理事会で協議し、支払う。
7. 報告について
委員会は、各大会毎の収支決算を総会に報告する。
8. 後援について
京都府テニス協会の後援は、次のとおりとする。
 - (1) 後援を受けようとする団体は、その催しの開催3ヶ月前に、申請書に要項を添えて理事長に提出する。
 - (2) 申請書が提出されたら、常務理事会に諮り承認する。
 - (3) 本協会が後援を承認した場合、その大会への優勝杯等の寄贈は、その都度常務理事会に諮り決定する。
 - (4) 後援が承認された場合、申請者（団体）は本協会に対して次の後援料を支払う。
 - イ.大会の後援料は、5000円以上とする。
 - ロ.その他の後援料は、常務理事会で協議し決定する。
9. 細則の改廃は理事会の議決を必要とする。
10. この細則は平成25年2月19日から実施する。